

関市公共施設再配置計画策定調整会議設置要綱（平成25年2月22日決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、本格的な少子高齢化による人口減少社会を迎え、財政的にも自治体経営が厳さを増す中、公共施設について、将来にわたる更新費用、費用対効果、施設機能及び政策の観点から検証し、中長期的視点に立った公共施設の再配置に係る計画を策定するため、関市公共施設再配置計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋梁等のインフラ資産及び便所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- （2） 公共施設の再配置 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

（所掌事項）

第3条 調整会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- （1） 公共施設の再配置の方針に関すること。
- （2） 関市公共施設再配置計画（案）に関すること。
- （3） その他公共施設の再配置に関すること。

（主宰及び組織）

第4条 調整会議の構成員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 調整会議は、市長公室長が必要に応じて招集し、その運営に当たる。ただし、市長公室長に事故があるときは、企画部長がその職務を代理する。
- 3 構成員の任期は、関市公共施設再配置計画の策定が終了するまでの間とする。
- 4 市長公室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 調整会議は、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

(会議の公開)

第5条 調整会議は、原則として非公開とする。

(作業部会の設置)

第6条 調整会議又はプロジェクトチームの作業部会として、主要な公共施設の管理所管課及び行財政運営に関する関係課等で組織する関市公共施設再配置計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2 ワーキンググループに関し、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、市長公室秘書広報課経営戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

職 名
市長公室長
企画部長
総務部長
教育委員会事務局長
秘書広報課長
企画政策課長
市民協働課長
総務管財課長
財政課長
高齢福祉課長
子ども家庭課長

観光交流課長
都市計画課長
下水道課長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
スポーツ推進課長